

退学手続きについて（任意退学）

文学学術院事務所

「任意に退学しようとする者は、理由を付し、保証人と連署で願い出なければならない。」と早稲田大学学則・早稲田大学大学院学則で定められています。退学を希望する場合、以下の要領に従い、全ページをよくご確認の上手続きを行ってください。

◆退学手続きの流れ

1、学生担当教務主任との面談、退学願の提出

- ・退学にあたっては原則として学生担当教務主任との面談を行っていただきます。文学学術院事務所にて予約をお取りください。
※面談予約は退学願の提出期限を考慮し、余裕をもって行ってください。
※「他の教育機関への進学」を理由に退学を希望する場合は面談不要です。必要書類のみ文学学術院事務所へご提出ください。
- ・面談時に所定の「**退学願**」に必要事項を記入の上、**学生証を添えて**提出してください。不備がある場合は後日再提出となります。退学願は文学学術院事務所または学部 HP より入手してください。
 - 「退学願」掲載場所：
文化構想学部/文学部 HP > 在学生の方へ > 学生サポート・休学/退学手続等 > 退学・再入学

【必要書類の提出期限】

春学期：4月14日まで（前年度3月31日付退学）

秋学期：9月30日まで（9月20日付退学）

※期限日が事務所閉室日にあたる場合は、その直前の開室日までに提出してください。

※提出時期によっては学費が一旦請求される場合があります。詳細は裏面「◆退学手続きに際しての注意事項」の「2.学費等の請求について」をよくご確認ください。

※上記の期日を過ぎて退学を申請する場合、当該学期分の学費の納入が必要です。この場合、退学日付は退学願提出日と当該学期末のいずれかを選択することが可能です。退学願提出時点で当該学期分の学費が未納の場合、「学費未納による抹籍（措置退学）」の扱いとなります。

【必要書類の提出にあたっての注意事項】

海外に滞在中等の理由で学生本人が必要書類を提出できない場合、代理人による提出を受け付けます。ただし、下記3点の書類を併せて提出する必要があります。

- ・委任状（所定書式） ※文学学術院事務所または学部 HP より入手してください。
- ・学生本人の学生証コピー
- ・代理人の本人確認書類コピー

2、教授会承認

退学願を提出した日の直近の教授会にて審議します。教授会は各月中旬（8月、3月を除く）に開催します。

3、退学許可通知の送付

教授会にて承認後、退学許可通知を学生本人宛および保証人宛に送付します。保証人の登録住所が海外の場合は、学生本人にのみ送付します。

◆退学手続きに際しての注意事項（必ずお読みください）

1、退学願提出期限、退学日、学費等について

- ・学期の途中で退学する場合でも、その学期の学費等を納める必要があります（下表参照）。

申請日	春学期		秋学期	
	4月1日～4月14日	4月15日～9月20日	9月21日～9月30日	10月1日～3月31日
退学日	前年度3月31日付	申請日又は9月20日	9月20日	申請日又は3月31日
当該学期の学費等の取扱い	徴収しない	徴収する	徴収しない	徴収する

- ・申請日とは、「退学願」に学生・保証人が記入・捺印の上、当学部に提出する日のことです。学生担当教務主任との面談は日程に余裕をもって予約してください。
- ・期限日が事務所閉室日にあたる場合は、その直前の開室日までに提出してください。
- ・上表の「学費等を徴収しない」期間を過ぎて退学を申請された方のうち、退学願提出時点で当該学期分の学費等を未納の場合は、「学費未納による抹籍（措置退学）」の扱いとなります。

2、学費等の請求について

退学願の提出時期によっては、学費口座振替処理日程の関係で、学費等が請求される場合があります。前項の表において、申請日が「学費等を徴収しない」日付の場合は、後日返金を行います（1か月程度かかります）。

申請日が「学費等を徴収する」日付の場合、一切返金いたしませんのでご注意ください。

※口座振替は本学から差し止めることができませんので、振替の停止が必要な場合は登録口座の金融機関にお申し出ください。

※教授会は原則毎月第3週の水曜日に開催（8月、3月を除く）されますので、退学願を提出された時期によっては承認までに1か月以上かかることがあります。

3、再入学について

任意退学、および学費未納により措置退学となった退学者が再入学を願い出た場合、成業の見込みがあると判断された場合に限り再入学が許可されることがあります。希望者は以下の期限までに文学学術院事務所にて再入学手続きを行ってください。

再入学学期	期限
春学期（4月1日付）再入学	前年の12月27日まで
秋学期（9月21日付）再入学	当該年度の6月30日まで

※期日が事務所閉室日にあたる場合はその直前の開室日までにご連絡ください。

※再入学は1度限りとします。

※退学日の属する学期の翌学期に再入学をすることはできません。

※再入学が認められる期限は、退学した年度の翌年度から起算して7年です。

※再入学は退学時の成績・在学年数等が引き継がれます。

※在学年数満了・未進級期間満了で措置退学となった場合、再入学はできません。

4、奨学金について

- ・当年度に学内奨学金・民間団体奨学金の給付を受けている場合、受給資格がなくなり、奨学金の返還が必要な場合があります。速やかに奨学課へ届出てください。
- ・日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている場合、異動届を提出する必要があります。奨学課 Web サイト (<https://www.waseda.jp/inst/scholarship/aid/jasso/procedures/>) から所定書式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、速やかに奨学課に提出してください。

奨学課（学生会館 1 階）直通番号：03-3203-9701

5、退学許可通知について

教授会にて承認後、退学許可通知を学生本人宛および保証人宛に送付します。保証人の登録住所が海外の場合は、学生本人にのみ送付します。

6、退学の取消について

承認された退学は取り消すことができません。

以上

<お問い合わせ先>
早稲田大学文学学術院事務所
学生支援担当
TEL:03-3203-4381
E-mail: bun-help@list.waseda.jp